本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第三二一号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　在リビア日本国大使館に勤務する外務公務員に支給する住居手当に係る限度額の表示通貨等を改定することとした。（別表第二関係）

3　この政令は、令和六年一月一日から施行することとし、改正後の別表第一の規定は、同年八月一日から適用することとした。

◇公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三二二号）（内閣府本府）

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二九号）の施行期日は、令和七年四月一日とすることとした。

◇公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三二三号）（内閣府本府）

1　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成一八年法律第四九号。以下「法」という。）第五条第一〇号の政令で定める特別な利害関係がある者を定めることとした。（第四条関係）

2　法第五条第一三号ただし書の政令で定める会計監査人を置くことを要しない公益法人の基準を定めることとした。（第六条関係）

3　法第五条第一五号ただし書の政令で定める理事の構成の特例の基準を定めることとした。（第七条関係）

4　法第五条第二〇号トの政令で定める公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けることができる法人に日本赤十字社を追加することとした。（第九条関係）

5　その他所要の改正を行うこととした。（第一条、第五条及び第八条関係）

6　この政令は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行することとした。

◇情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三二四号）（金融庁）

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第八〇号）の施行期日は、令和六年一一月一日とすることとした。

◇社債、株式等の振替に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三二五号）（金融庁）

1　特別法人出資証券のデジタル化に関する規定の整備

㈠　発行者が振替機関における特別法人出資の取扱いに同意を与える際の当該同意のために内部的意思決定を行う機関について定めることとした。（第六五条の二関係）

㈡　振替特別法人出資について株式に係る規定を準用する規定を定めることとした。（第六五条の三関係）

㈢　振替特別法人出資について日本銀行法施行令等を適用除外とする規定及び適用する場合の読替規定を定めることとした。（第六五条の四及び第六五条の五関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。

3　この政令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年一一月一日）から施行することとした。

◇広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三二六号）（国土交通省）

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三一号）の施行期日は、令和六年一一月一日とすることとした。

◇国土調査法施行令の一部を改正する政令（政令第三二七号）（国土交通省）

1　情報技術の進展に対応して、官報等による国土調査の指定及び実施の公示の方法について、電磁的記録によることを可能とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇令和六年八月二十六日から九月三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第三二八号）（内閣府本府）

1　令和六年八月二六日から九月三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

㈠　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈡　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

㈢　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

㈣　宮崎県東臼杵郡椎葉村及び美郷町の区域に係る激甚災害について公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第三二九号）（内閣府本府）

1　令和六年九月二〇日から同月二三日までの間の豪雨による災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

㈠　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

㈡　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈢　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

㈣　私立学校施設災害復旧事業に対する補助

㈤　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

㈥　石川県輪島市の区域に係る激甚災害について中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三三〇号）（金融庁）

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七九号）の施行期日は、令和六年一一月一日とすることとした。

◇金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第三三一号）（金融庁）

金融商品取引法施行令の一部改正関係

1　ソーシャルレンディング等のファンドに関する規定の整備

㈠　貸付事業等権利に係るインターネットを用いた募集等を電子募集業務の対象とすることとした。（金融商品取引法施行令第一五条の四の二関係）

㈡　金融商品取引法第二条第二項第三号から第六号までに掲げる権利のうち、当該権利に係る出資対象事業が主として金銭の貸付けを行う事業、貸付債権の取得を行う事業等であるものを、貸付事業等権利とすることとした。（金融商品取引法施行令第一五条の四の三関係）

2　金融商品取引業の範囲の見直し

適用除外電子記録移転権利の預託を受ける行為を業として行う場合を、登録金融機関が有価証券等管理業務に準ずる行為を業として行う場合として定めることとした。（金融商品取引法施行令第一五条の二〇の二関係）

3　公衆縦覧規定の見直し等に係る制度整備

上場会社等の役員又は主要株主の商号、名称又は氏名に関する情報の送付等に係る権限を関東財務局長への委任事項として追加することとした。（金融商品取引法施行令第四三条の一〇関係）

4　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。